

平成19年に所得が減って所得税が課されなかった方

平成19年度の住民税が、申告により還付されます

税源移譲により、所得税率の変更による税負担の軽減の影響は受けず、住民税率の変更による税負担の増加の影響のみを受けた方については、平成19年度分の住民税額から、税源移譲により増額となった住民税相当額を減額し、納付済の場合は還付します。

※この措置は、「平成19年分の所得税が課税されない程度の所得となった方」を対象としており、所得税の住宅ローン控除の適用などにより、平成19年分の所得税が課税されない場合は対象となりません。

所得変動に係る経過措置による住民税の還付を受けるためには申告が必要となります。

対象となり得る方に対しては、7月初旬、ご案内と「減額申告書用紙」を直接お送りしますから、忘れずに申告してください。申告書用紙は、各庁舎及び出張所の窓口にも備えています。

申告書は、住所、氏名、生年月日などを記載していただくだけの簡易なものになっています。

なお、申告後、市では還付の対象になるかどうかの審査を行い、申告を行った方に対しその結果を通知します。還付の対象となる方については住民税の還付の手続きを行います。適正に審査を行うために収入の状況等の確認が必要となることから、結果通知までに時間がかかる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

対象となり得る方、例えば・・・

- ・出産や病気のため長期休職されていた方
- ・定年退職された方や依願退職された方
- ・自営業で業績悪化のため大幅に所得が減った方

以上のような方で、平成19年分の所得税が課されなかった場合は、この措置の対象になる可能性があります。

◆申告期間

平成20年7月1日～31日まで

◆申告書の提出先

税務課(田沢湖庁舎)、角館・西木地域センター総合窓口課、各出張所

◆問い合わせ先 仙北市税務課 TEL(43)1117

所得変動に係る経過措置のモデルケース

(平成18年、19年ともに給与収入400万円の場合)

	平成18年(度)	平成19年(度)
	税源移譲前	税源移譲後
所得税	150,000円	75,000円
住民税	80,000円	155,000円
合計	230,000円	230,000円

平成19年の
所得が減少

(平成18年給与収入400万、平成19年所得なしの場合)

	平成19年(度) 所得なし		税源移譲前後の税率をそれぞれ適用した場合の差額(還付額)
	税源移譲前の税率を適用	税源移譲後の税率を適用	
所得税	0円	0円	0円
住民税	80,000円	155,000円	75,000円
合計	80,000円	155,000円	75,000円

※一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。

このほか、実際の負担増減額には、平成19年から定率減税が廃止された等の影響があることにご留意ください。また、均等割額は除いています。